

SecureDatabox・SecureMeeting 利用約款

第1章 総則

(約款の運用)

- 第1条 本約款は、SecureDatabox・SecureMeeting 利用申込書(以下「利用申込書」という)にて利用申込みを行った者(以下「契約者」という)が、別紙 SecureDatabox・SecureMeeting 基本仕様書(以下「基本仕様書」という)に基づき、株式会社電算システム(以下「当社」という)の提供する本サービスを利用するための契約者と当社間の契約の内容等について定める。
- 2 当社は、本約款、基本仕様書及び本サービスの内容を変更することがある。本約款が変更された後の契約者の利用条件その他利用契約内容は、変更後の内容を適用するものとする。
 - 3 当社は、本約款、基本仕様書及び本サービスの内容を変更する場合には、第27条に規定する方法に従い、契約者に対して変更内容を通知又は公開する。変更内容については、通知又は公開した時点をもって効力が生じるものとする。

(用語の定義)

第2条 本約款において使用する用語は、下記各号の意味を有する。

- (1)「本サービス」とは、当社が契約者に対し本約款に基づき使用を許諾する当社の SecureDatabox・SecureMeeting の利用サービスをいう。
- (2)「本システム」とは、契約者が本サービスを利用するために、本約款に基づき当社が契約者に使用許諾するソフトウェア、サーバ設備及びネットワーク設備をいう。
- (3)「本機能」とは、当社が本サービスで提供する機能(ディスク等の外部媒体によるものを含む)をいい、基本仕様書に記載のとおりとする。
- (4)「当社委託先」とは、本サービスの紹介、利用契約締結の仲介等を行う当社が指定した業者をいう。
- (5)「ユーザ」とは、契約者と雇用、委任、請負、その他の契約関係にある個人で、当社と契約者が締結した本約款に基づき本サービスを利用する者をいう。

(約款の範囲)

第3条 本約款は、契約者と当社間の本サービスに関する一切の關係に適用するものとする。

- 2 当社が本サービスの円滑な運用を図るため、必要に応じて契約者に本約款において別途定める方法により通知した本サービスの利用に関する諸規定は、本約款の一部を構成する。

第2章 本サービスの内容及び料金

(本サービスの内容)

- 第4条 契約者は、本サービスの利用期間中に、タブレットによるドキュメント・データ閲覧サービス及び WEB システムによるドキュメント・データの管理機能を利用することができる。
- 2 当社は、当社の責任と負担により善良な管理者の注意をもって、本サービス及び本システムを維持・運用するものとし、契約者に対し、本サービスの利用期間中、以下の条件の範囲内で、本システムを本約款及び本約款に付帯する規定等に記載の目的及び方法で使用して譲渡不能な非独占的使用権を許諾する。
 - (1)本システムの範囲及びその機能仕様は、基本仕様書に記載のとおりとする。
 - (2)当社が行う本システムに関する維持・運用の内容は、基本仕様書に記載のとおりとする。
 - 3 契約者は、本サービスの利用に際し、基本仕様書に記載の禁止事項を遵守するものとする。
 - 4 当社は、当社の責任により本サービス業務の一部又は全部を第三者に委託することができるものとする。
 - 5 本サービス期間中に契約者が登録したデータについては、その所有権、管理権等の権利及びその管理義務は契約者に帰属するものとし、当社は登録されたデータを保護する義務を一切負わないものとする。

(本サービスの対象外の事項)

第5条 以下の各号に該当する事項は本サービスの対象外とし、契約者の負担と責任で処理するものとし、当社はいかなる負担と責任も負わないものとする。

- (1)当社が提供又は承認した本サービスを利用するために必要な本システム以外のコンピュータ端末、通信機器、通信回線その他のネットワーク設備の保持・管理、及び、コンテンツの保持・管理

(2)以下のいずれかの事由による本サービスの中断・障害からの復旧

- ①前号の機器・設備又はコンテンツに起因する中断・障害
- ②契約者の不適切な使用、その他契約者の責に帰すべき事由に起因する中断・障害
- ③第三者の故意又は過失に起因する中断・障害
- ④停電、火災、地震、労働争議等の契約者、当社いずれの責にも帰しがたい事由に起因する中断・障害

(3)前2号の他、基本仕様書で当社の責任と明記されていない事項

(本サービスの申込方法)

第6条 本サービス利用の申込みをするときは、当社所定の利用申込書に必要事項を記入し、提出するものとする。

2 前項の申込を当社が承諾し、第27条に規定する方法に従い、申込者に対して本システムにアクセスするためのID及びパスワード等(以下「ID・パスワード等」という)を通知した時に、本サービス利用の契約が成立することとする。

但し、当社は、必ずしも本サービス利用申込みに対し承諾の義務を負うものではなく、次に掲げる事項に該当する場合には申込みを承諾しない場合がある。

- (1)当社所定の申込み手続きに従わない場合
- (2)本サービスの提供にあたり、業務上又は技術上の問題が生じる、又は生じる恐れのある場合
- (3)その他当社の審査基準等(非公開)に基づき本サービスの提供が不相当と判断した場合

(本サービスの契約品目及び利用料金)

第7条 本サービスの品目及び本サービスの利用料金(以下「利用料金」という)は、次のとおりとする。利用料金の詳細は、SecureDatabox・SecureMeeting 価格表にて別途定める。

(1)初期費用

- ①サービス毎の契約者の使用ライセンス発行及びシステム設定等の料金

(2)月額利用料金

- ①サービスプラン毎に定められた月額利用料金
- ②オプション毎に定められた月額利用料金

2 初期費用及び月額利用料金の詳細については、利用申込書又は「SecureDatabox・SecureMeeting 内容変更申込書」(以下「内容変更申込書」という)に記載のとおりとする。

3 本サービスの月額利用料金は、当社が契約者へ通知するサービス開通案内に記載されたサービス開通日(以下「サービス開通日」という)を含む月(以下、「サービス開通月」という)については無料とし、サービス開通月の翌月から月額利用料が発生するものとする。

(本サービスの最低利用期間)

第8条 本サービスの最低利用期間は、サービス開通月から起算して12ヶ月間とする。但し、お試し版利用期間は利用期間には含まないものとする。また複数の本サービスを利用する場合はそれぞれの本サービスに対して本項を適用する。

2 前項の最低利用期間内に契約者の都合により契約が解約された場合、契約者は最低利用期間の残余期間に対応する月額利用料金に消費税相当額を加えた額(「以下「違約金」という)を、解約後、直ちに支払うこととする。その際、前払いにて支払い済みの月額利用料金は、支払うべき違約金から差し引くものとする。また月額利用料金は、解約月の月額利用料金にて算出する。

3 本サービス変更は、現行利用サービス(以下「旧サービス」という)の解約と同時に変更後利用サービス(以下「新サービス」という)の新規契約を以って行う。この場合、旧サービスが最低利用期間に満たない場合でも、前項の違約金は発生しないものとする。なお、新サービスの最低利用期間は新サービスのサービス開通月から起算する。

4 サービスプラン変更時は、現行利用サービスの利用が継続しているものと見なして違約金は発生しないものとする。

5 第6条に定める申込みによる契約成立以降、サービス開通日までの期間において契約者の都合により契約が解約された場合、本条1項に定める最低利用期間に応じた月額利用料金に消費税相当額を加えた額を、解約後、直ちに支払うものとする。その際の月額利用料金は、契約成立時の月額利用料金にて算出する。

(契約品目の変更・解約)

第9条 契約者は、当社に対し本サービスの契約品目の変更を請求することができる。

2 前項の場合、契約者は、当社所定の内容変更申込書を提出し、当社が本サービスの契約品目の変更設定を行い、契約者へ通知するサービス変更案内に記載された日から契約品目に変更される。

- 3 本条第1項により月額利用料金が增加する変更を実施した場合、当該月中に減額となる本サービスの契約品目変更はできないものとする。
- 4 第8条に定める最低利用期間内には、本条第1項の変更は、月額利用料金が增加するもののみを可能とし、月額利用料金が減額する変更はできないものとする。
- 5 前1項により月額利用料金が変更となる場合は、契約品目の変更内容が本サービスに反映された翌月の月額利用料金より適用するものとする。
- 6 解約月の月額料金は、月の途中で1ヶ月分の発生とし日割り計算は行わない。
- 7 本サービスの変更は、旧サービスの解約日と新サービスのサービス開通日は同日とみなし、旧サービスにかかる月額利用料金は前項のとおりとする。新サービスにかかる月額利用料金は、第7条、第8条の記載のとおりとする。また旧サービスで前払いにて支払済の月額利用料金は、新サービスの月額利用料金に充当できるものとする。
- 8 本サービス変更時の新サービスにかかる利用料金のうち初期費用は新たに新規契約分として発生し、当社又は当社委託先から契約者へ請求するものとする。

(利用料金等の請求及び支払)

第10条 利用料金のうち初期費用は、初期費用に消費税相当額を加えた金額を、サービス開通月の月末締めで当社又は当社委託先より契約者へ請求する。また月額利用料金は、月額利用料金に消費税相当額を加えた金額を、利用月の月末締めで翌月末に当社又は当社委託先より契約者へ請求する。

- 2 契約者は、当社又は当社委託先が本条第1項の請求書を発行した日の翌月末日(但し、当日が金融機関等の休業日である場合は直前の営業日)までに、当社又は当社委託先の指定する方法により請求額を支払うものとする。なお、支払いに係る手数料は全て契約者の負担とする。
- 3 前項の支払期日が経過して当社の督促等にもかかわらず請求額の支払がない場合、当社は、支払期日の翌日から完済まで年14.5%の割合による支払遅延利息を請求することができるものとする。

(利用料金の改定)

第11条 当社は、利用料金を改定することができる。また改定を行う場合、当社は、第27条に指定する方法に従い、当社の指定する利用料金の改定効力発生日の30日前までに契約者に対し改定内容を通知又は公開する。但し、利用料金の増額変更については、以下の事由に基づき相当な範囲内で行うものとする。

- (1)物価の上昇・経済事情の変動等により、現行の利用料金が不相当になったとき
- (2)本サービスの内容又は本システムの機能等が拡充もしくは追加されたとき
- (3)本サービスの技術上、運営上、その他の事情により、利用料金の増額についてやむを得ない合理的な理由があると当社が判断したとき

第3章 当社の責任

(故障の回復通知)

第12条 当社は、第15条で通知された本サービスの不具合を回復した時は、契約者に回復の状況と回復時刻を速やかに通知するものとし、また、故障内容や対策等についても速やかに契約者に報告する。

(本システムの修補責任)

第13条 当社は、正常な作業環境の下で、本システムが基本仕様書に記載した機能仕様どおりに動作しない場合又は本システムに故障が発生した場合、速やかに修補する。但し、動作しない原因が基本仕様書の記述内容の不正確・不明瞭等に起因する場合は、本システムの修補に代えて当該記述内容を修補する。

- 2 当社は、前項に定める機能仕様と合致しない動作又は故障の原因が以下の各号に該当する場合、当社はいかなる責任も負わないものとし、契約者の依頼により修補、改良又は機能の追加等を行った場合には、当該作業に要した費用を契約者に請求できるものとする。
 - (1)インターネットそのもの又は契約者社内システムによる不具合である場合
 - (2)基本仕様書に定める機能仕様に定義しておらず、本来本システムが有しない機能である場合
 - (3)契約者が本約款、基本仕様書を遵守しなかったことが原因である場合
 - (4)前各号の他、当社の責によらずして発生した事象が、本システムの正常な動作を妨げる原因である場合

- 3 当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、本システムの利用に関して、明示又は黙示を問わず、本条の責任以外にはいかなる責任も負担しないものとする。

(第三者の権利侵害に対する補償責任)

第14条 当社は、第三者から本サービスが第三者の権利を侵害している旨の警告等を受けた場合、以下の各号に定めるいずれかの処置を選択することができるものとする。この場合、契約者はこれに従うものとする。

- (1)従前どおり契約者に本サービスを提供する。
 - (2)当該紛争に係る部分を当社の判断で同等の代用物と交換し本サービスと同等のサービスを提供する。
 - (3)当該紛争に係る部分の契約者による利用を中止し、本契約を解約する。
 - (4)第三者から使用権を取得し、本サービスを継続して提供する。
- 2 契約者は、第三者から本サービスが第三者の知的所有権を侵害している旨の警告等を受けた場合、その旨をすみやかに当社に通知し、当社の行う権利防御等にできる限り協力し、契約者が当該紛争の当事者となった場合には、当該紛争の処理に関する当社の指示に従うものとする。
 - 3 当社は、当社の故意又は重過失に起因する場合を除き、本サービスが第三者の知的所有権を侵害した場合に本条に定める責任以外には、契約者に対していかなる責任も負担しないものとする。

第4章 契約者の責任

(故障の申告)

第15条 契約者は本サービスの中断・障害等の不具合を発見したときは、不具合状況を可能な限り特定し、不具合発生時と同様の状況下で当該不具合が再現されることを確認の上、その旨を当社に通知するとともに、不具合に関して契約者の知り得た情報を当社に提供する。

- 2 前項の通知における契約者の連絡先は、利用申込書又は内容変更申込書に記載された担当者とする。また、当社への連絡方法は、基本仕様書に記載のサポート問い合わせ方法に従って行うものとする。

(業務体制の整備等)

第16条 契約者は、本サービスの利用にあたり、自己の負担と責任で、以下の各号に定める事項を決定し処理するものとする。

- (1)本サービスを適正に利用するために必要な契約者の環境の整備及び維持
 - (2)契約者の管理する機器に記録されているデータ、情報等を保護する必要がある場合、その適切な処置
- 2 契約者は、本サービスを利用するユーザに対して本約款に記載されている条項を遵守させ、かつ、ユーザの本サービス利用について管理・指導するものとする。
 - 3 ユーザによる本サービスの利用は契約者による本サービスの利用とみなされ、契約者はユーザの本サービス利用に関して一切の責任を負うものとする。

(ID 及びパスワードの管理責任)

第17条 当社は、契約者に対して ID・パスワード等を提供するものとし、契約者は当該 ID・パスワード等を自己の責任において管理するものとする。当該 ID・パスワード等の漏洩、使用上の誤り又は第三者による不正使用等より契約者に損害が生じても、当社は一切責任を負わないものとする。但し、当社の故意または重過失による場合はこの限りではないものとする。

- 2 契約者は、前項の ID・パスワード等の漏洩、使用上の誤り、第三者による不正使用等により、当社に損害が生じた場合には、これによって生じた一切の損害を当社に賠償する責を負うものとする。

(本システムの維持・運用に関する責任)

第18条 契約者は、本システムの利用範囲における維持・運用に対し責任を負うものとし、当社は、本サービス提供に対し、本システムのうちサーバ設備及びネットワーク設備については、その不具合・故障その他原因の如何を問わず、また、その発生時期を問わず、契約者その他いかなる者に対しても、いかなる保証も行わず、いかなる責任も負担しないものとする。

- 2 契約者の本システム維持・運用において生じた第三者からの一切のクレーム等については、契約者がその責任を負うものとし、当社を免責し、一切の責任を負うものとする。

(契約者の協力)

第19条 契約者は、本サービスの利用に関し、必要に応じて、基本仕様書に従って、本システムの利用範囲について適切な操作環境ならびに動作環境を確保する。

- 2 契約者は、当社による本サービスの提供に影響を与えるおそれのある契約者事業所内システムの大幅な変更又は追加を行う場合には、事前にその内容について当社に通知するものとする。
- 3 当社は、以下の各号のいずれかの場合、契約者に対し、本サービスの利用に関する情報・資料等の提供を求めることができるものとし、契約者は、これに協力するものとする。但し、契約者の機密にかかわる情報及び資料等の提供については、この限りではないものとする。
 - (1)本システムの故障予防又は回復のため合理的な必要性がある場合
 - (2)本サービスの技術的又は経済的機能向上のため契約者と当社が別途協議の上必要だと認めた場合
 - (3)前各号のほか契約者と当社が別途協議の上必要と判断する相当の理由がある場合
- 4 契約者は、本サービスの利用にあたり自己の責任と費用をもって本システムの障害、事故、設備故障等を防止するために必要な措置をとるものとする。また、やむを得ない事由により本サービスに障害、事故等が発生した場合、自己の情報が消失することがあることを予め承諾するものとする。

第5章 その他

(秘密保持)

第20条 契約者及び当社は、本サービスの利用により知り得た相手方の販売上、技術上又はその他の業務上の秘密(本契約の内容、本サービスに係る基本仕様書等の内容を含む)を本サービス利用のためにのみ使用するものとし、相手方の承諾なしに第三者に公表し又は漏洩しないものとする。但し、法令等に基づいて情報の開示を求められた場合は、相手方に書面による通知のうえ、開示することができるものとする。

以下各号の情報は、本条の秘密に該当しないものとする。

- (1)既に公知の情報及び開示後受領者の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (2)本サービスにより知り得た以前から既に保有していた情報
 - (3)本サービスにより知り得た情報に依存せずに独自に開発した情報
 - (4)正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- 2 本条の規定は、本契約の終了後も3年間効力を有するものとする。

(知的所有権の同属)

第21条 本システム及び本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の著作物(本約款、本サービスの基本仕様書等を含む)に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)及び著作人格権(著作権法第18条から第20条の権利をいう)並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的所有権は、当社又はその他の正当な権利者に帰属する。

- 2 契約者は、本システム及び前項の提供物を以下の各号のとおり取り扱うものとする。
- (1)本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2)複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
 - (3)営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等を行わないこと。
- 3 本条の規定は、契約の終了後も効力を有するものとする。

(反社会的勢力との取引排除)

第22条 当社及び契約者は、次の各号に定める事項を表明し、保証する。

- (1)自らおよび自らの役員(事実上の役員、実質的に経営権を有する者を含む。以下同じ)が、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力(以下総称して反社会的勢力という)でないこと、また反社会的勢力でなかったこと。
- (2)自らおよび自らの役員が、反社会的勢力を利用しないこと。
- (3)自らおよび自らの役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供給するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与しないこと。
- (4)自らおよび自らの役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係その他密接な関係や交流を有しないこと。
- (5)自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いたり、自身もしくは自身の関係者が反社会的勢力もしくはその関係者である旨を伝えたりせず、また、他方当事者の名誉や信用を毀損もしくは毀

- 損するおそれのある行為をせず、また他方当事者の業務を妨害もしくは毀損するおそれのある行為をしないこと。
- 2 当社及び契約者は、前項を確認することを目的として他方当事者が行う調査に協力するものとする。
 - 3 当社及び契約者は、前各項に違反し、又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとする。

(当社による本サービスの停止及び契約の解約)

第23条 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、契約を解約できるものとする。

- (1)自己振出の手形又は小切手が不渡り処分を受けた場合、差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立があった場合又は租税滞納処分を受けた場合、破産、会社整理開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続の申立があった場合又は清算に入った場合、解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合、その他財産状態が悪化し又はその恐れがあると認められる相当の事由がある場合
 - (2)本サービスの運営を妨害し又は当社の名誉、信用を毀損した場合
 - (3)本約款の各条項に著しく違反し、期限を定めた履行の督促に応じない場合
 - (4)第22条(反社会的勢力との取引排除)の規定に違反した場合
- 2 当社は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、契約者に対し事前に又は緊急の場合は事後に通知し、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止できるものとする。
 - (1)本システムの保守点検等の作業を定期的に又は緊急に行う場合
 - (2)本システムに故障等が生じた場合
 - (3)停電、火災、地震、労働争議その他当社の責に帰すべからざる事由により本サービスの提供が困難な場合
 - (4)前各号の他本システムの運用上又は技術上の相当な理由がある場合
 - 3 天災地変その他の不可抗力により、本システムの全部もしくは一部が滅失し又は破損し、本システムの使用が不可能となり、かつ、修復の見込みがない場合、当社はその旨を契約者に通知して本契約を解約することができる。
 - 4 本条により本サービスが一時停止し、又は契約が解約された場合でも、本約款に特別の定めがある場合を除き、当社は、契約者その他いかなる者に対しても、いかなる責任も負担しないものとする。但し、当社に故意又は重過失等の帰責事由が認められるときは、この限りではない。なお、契約者は、本条第3項により契約が解約された場合には、第8条に定める本サービス利用期間の残存期間分の月額利用料金を当社に支払う義務を負わないものとする。
 - 5 契約が契約者の責に帰すべき事由により解約された場合、契約者は、当社に対し、第8条に定める最低利用期間の残存期間分の月額利用料金及びその消費税に相当する金額の金員を違約金として支払うものとする。
 - 6 契約が当社の責に帰すべき事由によりサービスの停止又は解約された場合、契約者は、当該停止期間に係る利用料金等又は第8条に定める本サービス利用期間の残存期間分の月額利用料金を当社に支払う義務を負わないものとする。
 - 7 当社は、本サービス契約に基づく本サービスの提供の全部を廃止することができるものとする。なお、本サービスの提供の全部を廃止する場合、当社は契約者に対し、当該廃止の日より2ヶ月以上前に第27条に定める方法により、その旨を通知するものとする。

(契約者による契約の解約)

第24条 契約者は、当社に対し30日以上前に当社所定の「SecureDatabox・SecureMeeting 内容変更申込書」で通知することにより、契約を解約できるものとする。

- 2 本条第1項により契約が解約される場合、「SecureDatabox・SecureMeeting 内容変更申込書」に記載された希望解約日を解約日とする。ただし、「SecureDatabox・SecureMeeting 内容変更申込書」が当社に到達した日の翌日から希望解約日までが30日未満であるときは、当社に「SecureDatabox・SecureMeeting 内容変更申込書」が到達した日の翌日から起算して30日後に当たる日を解約日とする。
- 3 契約者は、当社が第23条1項の各号のいずれかに該当する場合、事前に又は緊急の場合は事後に書面で通知し、本サービスの利用を中断し、また、催告後も催告期間内に改善されないときは契約を解約できるものとする。本項によりサービスの利用を中断又は解約した場合、契約者は、当該中断期間に係る利用料金等又は第8条に定める本サービス利用期間の残存期間分の月額利用料金を当社に支払う義務を負わないものとする。

(本サービス終了時の処理)

第25条 契約が期間満了、解約により終了した場合、契約者は、解約日以後において本システムを一切使用できないものとし、当社から提供された一切の物品(本サービスの基本仕様書等を含む)を解約日以降直ちに当社に返還するか又は当社の指示に従って廃棄する。

2 契約が終了した場合、第24条第2項における解約日を経過してなお本サービスに登録されているデータ等は全て当社の責任において削除、破棄することができるものとする。

(損害賠償)

第26条 契約者が、本約款の違反により当社に損害を与えた場合、契約者は、当社が被った損害について賠償する責めを負うものとする。

2 契約者が本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、契約者は、当社の故意または重過失による場合を除き、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとする。

3 当社は、当社の故意又は重過失による行為に起因する場合に限り、契約者に対して損害賠償責任を負うものとする。当社が賠償する損害の範囲は、現実かつ直接に被った損害に限るものとし、当社が契約者に対して負うべき損害賠償責任は発生した時点から直近12ヶ月間に契約者によって実際に当社に支払われた本サービスに対する利用料金を上限とする。

4 当社は、本約款に明示的に定めがある場合を除き、契約者の本サービスの利用により生じる結果について、契約者その他のいかなる者に対しても、本システムの不具合・故障、第三者による本システムへの侵入、改ざん、情報漏洩、商取引上の紛争、その他の原因を問わず、いかなる責任も負担しないものとする。

5 当社は、本約款に明示的に定めがある場合を除き、いかなる場合にも、当社の責に帰すことのできない事由から生じた損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間接的損害、派生的損害、逸失利益、付随的損害、使用機会の喪失並びにデータ及びプログラム等の無体物に生じた損害について、賠償責任を負わないものとする。

(通知)

第27条 本約款に基づく契約者と当社間の通知(故障申告及び故障回復通知を含む)は、以下各号いずれかの方法で行うこととする。

(1)相手方が予め書面で指定した電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行う。この場合は、相手方が電子メールアドレスを管理するサーバに電子メールが正常に到達し相手方が受信した時をもって通知が完了したものとみなす。

(2)当社のウェブサイト(<http://secure-serv.jp/>)にて公開することにより、通知したものとみなす。

(権利義務の譲渡制限)

第28条 契約者及び当社は、相手方の書面による事前承諾を得ることなく、契約上の権利義務又は地位の全部又は一部を第三者に貸与し、譲渡し又は担保に供してはならない。

(紛争の解決)

第29条 本約款の条項又は本約款に定めのない事項について疑義等が生じた場合は、双方法令及び取引慣行に従うほか、誠意をもって協議し、円満解決に努めるものとする。

2 本約款の成立及び効力の準拠法は、日本国法とする。

3 本約款に関して生じた一切の紛争については、岐阜地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(初版 平成24年12月20日)
(改定 平成25年 5月23日)

株式会社電算システム

〒501-6196

岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地

SercureService サポート窓口

Mailto:secure-serv.support@densan-s.co.jp